

国民健康保険オンライン資格確認の導入に伴う 特定個人情報保護評価書に対するパブリックコメントの実施について

令和 3 年 3 月より国民健康保険の被保険者を対象に、医療機関等におけるオンライン資格確認が導入されることに伴い、個人情報を取り扱う事務及びシステムが変更されるため、特定個人情報（マイナンバー等）保護評価（リスク対策等）の再評価を行う必要があります。

再評価の実施に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」第 28 条により、広く国民の意見を求めることとされているため、市ホームページ等に評価書(案)を掲載し、パブリックコメントを実施します。

1. 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報（マイナンバー等）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するものです。

令和 3 年 3 月より導入されるオンライン資格確認関係事務について、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報を福岡県国民健康保険連合会や国民健康保険中央会などが管理・運用する国保総合（国保集約）システムで使用することや、医療機関等で閲覧することが可能となるため、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

2. 評価の目的

- ① 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- ② 国民・住民の信頼の確保

3. 特定個人情報保護評価書の主な変更内容

- ① 国民健康保険システムに個人情報ファイルの記録項目として追加させる主な情報
 - ・ 保険証番号ごとに個人を識別する 2 桁枝番
- ② 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 - ・ 医療保険者向け中間サーバ等システム
 - ・ 国保総合システム及び国保情報集約システム

③ 特定個人情報ファイルを取り扱う業務の委託

- 資格継続業務、高額療養費多数該当の引継ぎに関する被保険者事務共同処理事業
本市から福岡県国民健康保険団体連合会への委託業務に被保険者の異動に関するデータを医療保険者向け中間サーバ等への送信・登録を行う業務などを追加
- 医療保険者向け中間サーバ等における資格履歴管理事務
本市から福岡県国民健康保険団体連合会への委託業務に個人番号を利用した資格の履歴管理、枝番の採番管理、保険証番号枝番と個人番号の紐づけの管理業務などを追加
- 医療保険者向け中間サーバ等における機関別符号取得事務
本市から社会保険診療報酬支払基金への委託業務にオンライン資格確認で使用する各システムで管理している個人情報の紐づけをするための機関別符号を取得する事務を追加

④ 特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策

- システムの利用権限がない者によって不正利用させるリスク対策
社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会では、パスワードは、規則性のある文字列や単語、推測されにくいものを使用する。
国保総合システムでの特定個人情報の使用記録を関連する書面と照合して監視する。
- 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保
 - 日本国内にデータを保有していること
 - 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること

4. 特定個人情報保護評価実施スケジュール

